

農業経営基盤強化促進法第18条1項の規定に基づき、公表します。

氷見市長 菊 地 正 寛

市町村名 (市町村コード)	氷見市 (162051)
地域名 (地域内農業集落名)	宇波地区 (白川集落、宇波集落、脇方集落、戸津宮集落、五十谷集落)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年1月10日 (第3回)

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状と課題

宇波地区では、農業者の平均年齢が高く、後継者が不明・未定の耕作面積の方が多く、新たな担い手の確保が課題となっている。現在、草刈りや作付けを行う人手が不足しており、中心経営体の管理する土地が飛地化しているため、地主との連携下集約化が必要不可欠である。地域内外からの農業者を受け入れ、鳥獣被害防止対策を強化し、地主による協力を得ながら草刈りを進めることが求められる。地域内では農地の活用として個人による地域ブランド「瀬浦みかん」栽培が増加傾向にある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

白川、戸津宮、宇波集落の農地利用は、それぞれ中心経営体である認定農業者が担うほか、他集落も含めて地区内外から入作を希望する認定農業者等の受け入れを促進するとともに、鳥獣被害防止対策への取り組みを実施する。水稻の管理においては、草刈業務に外部媒体を活用することも検討していく。地域と連携を図りながら、瀬浦みかんなどの特産物のブランド化を推進するため、地域おこし協力隊制度など活用し、地域内外のコミュニティ全体での取り組みが実現できる体制の構築、周辺の耕作放棄地対策を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	2 5 0 h a
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	2 5 0 h a
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	h a

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別途地図のとおり)

農業振興地域農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積・集団化の方針

新たな担い手の確保とともに農地を集積していく。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

農地バンクへの貸付けを進め、担い手への農地の集積・集約化を推進する。

(3) 基盤整備事業への取組方針

状態が悪く担い手の確保ができない圃場について、農業経営しやすくなるよう改善を検討していく。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

地域の担い手の経営体制が維持できるよう地域内での後継者の育成に取り組む。また、地域外から、地域の特性を活かした農業経営を希望する新規就農者の受け入れを促進する。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

地区内の作業の効率化・省力化を進めるためにドローンなどによる防除作業をはじめ農作業委託の活用を図っていく。

以下任意記載事項(地域の实情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください。)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

引き続き、多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払制度などを活用し農地の保全に取り組んでいく。
「瀬浦みかん」など地域ブランドを育成し、農地を活用した地域の振興につながるしくみづくりを構築していく。